

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について（里親事例 中間まとめ） -平成23年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書-

概要版

1 事例の概要 (P.7~P.10)

○平成22年8月、児童相談所が養育家庭に委託していた児童が、養育家庭宅の階段下に倒れているのが発見された。医療機関に搬送されたが、死亡が確認された。
○平成23年8月、里母が傷害致死容疑で逮捕された。

2 児童及び養育家庭の状況 (P.7~P.10)

本児：3歳7か月。平成21年9月より養育家庭委託
里母：40代前半 里父：40代前半
里姉：中学生及び小学生
(平成22年8月24日現在)

3 認定から交流の過程における問題点、課題 (P.11~P.12) → 改善策 (P.17~P.18)

認定登録申請
事前調査

○里親を希望する動機や養育の考え方を詳細に聞き取れていない。

認定の審議

○申請書において里親の養育の考え方等の記載が十分でなく、里親認定部会が個々の家庭の状況に即した意見を付することが難しい。また、付された意見が、児童の委託時に十分に斟酌されないケースがある。

認定前研修

○座学中心のカリキュラム構成であり、実践的に活用できる内容が不足している。また、研修の理解度を確保する仕組みがない。

選定
マッチング

○里親の養育時間の確保等について、実態が十分に把握できていない場合がある。児童相談所と施設とのケースカンファレンスは、必須とはされていない。

○里親希望者が記入する申請書を、動機や養育の考え方等を詳しく記入できる様式に改善すること。こうした点を掘り下げて事前調査を行うこと。児童が家庭で育つことの大切さや養育の難しさ等を十分説明すること。**【養育の考え方を把握】**

○里親認定部会では、当該家庭の事情等に応じ、マッチングや委託に当たって配慮すべき意見を積極的に付すこと。児童相談所では、この助言を重く受けとめて活かしていくこと。**【助言機能の強化】**

○子どもの発達に応じた養育等への理解を深める演習型の研修を充実すること。研修後にはレポート等の提出を義務付け、制度や養育への理解度を確保すること。**【演習型研修の実施】**

○交流期間中に関係者が一堂に会するカンファレンスの実施をルール化し、児童の様子や交流の状況、候補家庭の生活実態等を相互に確認し評価した上で、委託につなげること。**【カンファレンスのルール化】**

4 事例から見てきた問題点、課題 (P.13~P.16) → 改善策 (P.18~P.20)

選定
マッチング

○乳児院は、里子が里親になつていないという印象を持っていたが、交流の不調を伺わせる特段のエピソードが見られなかったため、気がかりな点を児童相談所に明確に伝えることができなかった。

児童相談所
委託後

↑
↓

○里親への連絡頻度は少なくなかったが、里母の多忙な生活を具体的に把握するには至らなかった。周囲から里姉にかかっている養育負担を懸念する声が寄せられていたが、積極的に情報を得なかった。

○児童相談所は心理面接、医師面接を実施し、助言はしたが、その後のフォローは行わなかった。

○保育所・保健機関・医療機関が把握していた気がかりな情報（里子の傷や痣、里子の育てにくさを里母が話していた）を、把握する仕組みがなかった。

↑
↓

○保育所は、本児の原因が曖昧な傷、痣について転園先の保育所に情報を引き継がず、転園先は複数回の傷、痣の状況を重ね合わせると見て取れたかもしれない虐待の疑いを持つには至らなかった。

○医療機関は、本児の傷を確認していたが、虐待を疑う視点が十分でなかったため、院内での関係者の協議につながらなかった。

○家庭訪問や来所面接の機会を活用し、里母や実子等に個別面談を行うなど、家族全体へのきめ細やかな援助を行うこと。**【家族全体へのアセスメントと援助の強化】**

○心理面接を委託後、半年までの間に実施し、その後7月に1回程度継続して実施すること。心理面接、医師面接は、必要に応じて1~3か月後や半年後に再接触を実施するなどのフォローを行うこと。**【定期的な実施とその後のフォロー】**

○保育所や学校など、日常的に児童と接している関係機関への定期的な訪問などを行い、養育家庭制度への理解を求めるとともに、情報交換や支援の進め方について共通認識を築いていくこと。**【関係機関への訪問】**

○要保護児童対策地域協議会において、関係機関と「里子は支援を必要とする児童」との共通認識を築きながら、必要に応じて地域の様々なサービスや社会資源を養育支援につなげること。**【地域の支援ネットワークとの連携】**

○保育所は、不審な傷、痣を発見した場合は、必ずその事実を記録し、虐待通告を検討すること。転園の際には、児童相談所や子ども家庭支援センターと連携しながら、虐待の疑いがあることを申し送り事項として加えること。**【養育家庭に対する組織的な支援】**

○医療機関は、スタッフ一人ひとりが虐待への認識を深めること。虐待が疑われる事例に組織的に対応できるよう、CAPS(院内虐待対策委員会)の設置に努めること。**【CAPSの設置促進】**

5 援助体制の強化に向けた改善策 (P.20~P.22)

【児童相談所の体制強化・里親支援機関事業の活用】

○東京都は、全児童相談所に里親支援専任の常勤職員を配置すること。養育家庭の登録数に応じて、専任職員を複数配置できるように、職員定数の見直し、増員を行うこと。

○東京都は、豊富なノウハウを持つ民間団体等を活用した里親支援機関事業を全児童相談所に拡大し、里親支援の充実を図ること。

【乳児院、児童養護施設とのさらなる連携・支援団体との連携】

○乳児院や児童養護施設は、里親支援専門相談員を活用するなど、里親への相談支援等の充実を図ること。児童相談所は、相談支援、養育体験の提供などの協力を施設に求め、一層の連携を図ること。

○東京都及び児童相談所は、独自の取組を行っている民間団体と連携し、協働しながら支援の充実に努めていくこと。

6 養育家庭に求められるもの (P.22)

【地域に支えられた養育】

○養育家庭は、社会的養護を担う公的な役割を自ら認識し、必要に応じて周囲の支援を受けながら、里子の最善の利益のために努力すること。

【里親同士の横のつながり】

○東京都は、養育家庭に里親サロンなどの交流会等への参加を促すほか、新規に児童を委託した場合、一定期間、参加の義務化などを検討すること。